

## 小諸市自動体外式除細動器貸出事務取扱要領

平成 20 年 4 月 1 日

一部改正 平成 27 年 5 月 1 日

### (目的)

第 1 条 この要領は、小諸市が保有する「貸出用自動体外式除細動器」(以下「AED」という。)の貸出の手続きについて、財産関係例規に定めるもののほか、必要な事項を定め、円滑な利用に資することを目的とする。

### (AED の貸出し)

第 2 条 市長は、市民が参加する行事及び競技会等に、AED を実施主体の申請により無償で貸出しをするものとする。

### (AED の種類及び保管場所)

第 3 条 この要領による貸出用 AED の種類、数量、名称及び保管場所は次のとおりとする。

種類	数量	名称	保管場所
診療治療器具	2 台	自動体外式除細動器カルジオライフ AED-2150	保健センター

### (貸出の方法及び貸付の決定)

第 4 条 AED の貸出を受けようとする者(以下「借受人」という。)は、「自動体外式除細動器(AED)貸出申請書」(様式第 1 号)により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、速やかに貸出の適否について決定し、「自動体外式除細動器(AED)貸出決定通知書」(様式第 2 号)により借受人に通知するものとする。

### (貸出の方法等)

第 5 条 借受人は、「自動体外式除細動器(AED)貸出決定通知書」に記載された貸出期間開始後に、保健センターにおいて AED を受けるものとする。

2 借受人は、「自動体外式除細動器(AED)貸出決定通知書」に記載された貸出期間終了までに、保健センターへ返却するものとする。

### (貸出条件)

第 6 条 AED の引受け及び返納に要する一切の費用は借受人の負担とすること。ただし、正常使用により生じた消耗に係る費用は市が負担するものとする。

2 AED を滅失又はき損した時は直ちにその事由を詳細に市長に報告し、その指示を受けること。

3 AED を転貸してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合はその限りでない。

- 4 借受人は AED の使用及び保管について、管理に遺憾のないようにしなければならない。
- 5 返納の際は、係員の検収を受けるものとする。
- 6 借受人は、借受けた AED により事故等が生じた場合は、借受人の責任において処理するものとする。

(AED の滅失又はき損)

第 7 条 借受人は、AED を滅失し、又はき損したときは、自己の費用を以てこれを補てんし、または修理しなければならない。ただし、借受人の責任でない事由がある場合はこの限りでない。